

平成29年第7回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年12月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年12月12日 午前9時 平成29年12月12日 午後2時21分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成29年12月12日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 (平成29年12月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
金 丸 祐 樹	1. いじめの対策と認知について
浏 上 正 昭	1. 救命ボートの配備 2. 防災士資格取得に対する支援

日程第2 議案第55号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第56号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第57号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について

日程第6 議案第59号 平成29年度江北町一般会計補正予算(第6号)

日程第7 議案第60号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第61号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第62号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第63号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

---

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第7回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

## 日程第1 一般質問

### ○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

1番金丸祐樹君の発言を許可いたします。御登壇願います。

### ○金丸祐樹議員

皆様おはようございます。1番金丸祐樹でございます。よろしく申し上げます。

まず、一般質問に入る前に、皆様に御承知おきしていただきたいことがございますので、議長、よろしいでしょうか。

### ○西原好文議長

はい。

### ○金丸祐樹議員

今回、私は、いじめの問題について一般質問をしておりますが、何分、児童・生徒、子供、学生についての問題でございますので、慎重に質疑をしていかなければならないと考えていますが、質問上、不適切な表現があるかもしれませんので、そこはあらかじめ御了承ください。

なお、質問におきましては、私の主観的ないじめに関する質問ではなく、友人や知人、大人ではありますが、過去にいじめの加害者や被害者になった方々との十分な議論の末、生まれた質問であることを申し添えて一般質問に入らせていただきたいと思います。

では、いじめの対策と認知について。

昨年、文科省が出した児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で、小・中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は約32万件的過去の過去最多となっております。十数年前より社会問題となっているこの問題は、しっかりとその現状を把握し、我が町でも早期発見、早期解決に取り組んでいかなければならないと考えております。

くだんの調査結果を27年度と比較してみますと、小学校での件数の増加が顕著でございます。佐賀県においても、ほかの県においても、全国的にいじめによる重大な事案も発生しており、近年では十数名の自殺者が出ております。

こうした背景を踏まえ、本町でも重大な事態が発生しないとは言い切れません。本町での

いじめの認知についての現在の状況及び今後の対策を聞きたいと思います。

まず、1問目に参ります。

現在の江北小・中学校での、主に小学校でのいじめや問題行動生徒の今現在行っている調査方法をお聞かせ願えませんか、お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

おはようございます。それでは、金丸議員の御質問にお答えをしたいと思います。

江北小・中学校におきましては、いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るという認識のもとに、未然防止、早期発見、早期対応、それから再発防止の取り組みをしております。

まず、調査方法ということでございますが、小学校におきましては、年1回、県の標準様式によるいじめに係るアンケート調査ということで、これは無記名ですけれども、年1回実施しております。それとは別に年2回、記名式の友だちアンケートという調査を実施しております。これは6月と12月に実施をしております。

それから、中学校におきましては、年1回、小学校と同様に県の標準様式によるいじめに係るアンケート調査ということで、無記名式の調査を行っております。それとは別に毎月、記名式の生活アンケートという調査を行っておるところでございます。

それから、問題行動の把握でございますが、これは保護者、あるいは地域の人からの情報、それから先生からの情報により把握を行っているところが現状であります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

はい、わかりました。先ほど問題行動生徒の調査等は地域の方や先生等に聞いて、そこは調べているということで認識をしましたが、今回、小学校で行われているアンケート、年に2回ですね、そのアンケートの内容について、まず県の様式は無記名であると、小学校の場合は記名であると、この記名にした理由を聞かせていただけないでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

それでは、金丸議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど小学校では友だちアンケートということで実施をしておるということですが、なかなか難しい問題がございまして、記名式にするのかしないのかという、そこら辺の議論は当然、小学校のほうでされたと思います。記名式にしないと誰からのアンケート調査なのかわからないという部分がありますし、無記名にしますと、やっぱり思っていることを書くことができるというふうなこともありますけれども、そこら辺は小学校のほうで議論をされて記名式という形をとられたというふうに思っております。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございます。よく考えてみますと、実は私はいじめをしたことも受けたこともないんですが、もし仮にいじめに私が遭っていたら、恐らくアンケートに書かないと思うんですよ。何となくそれは皆さんもわかると思うんですが、自分がいじめに遭っていて、それで記名で書いてしまうと、当然、ばれてしまうおそれがあるわけですね。どうしても書かない子供がいるんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

それでは、金丸議員の再質問ということでございますが、先ほど私も申しましたとおり、なかなかやっぱり難しい、記名式にするか、あるいは無記名式にするかというのは難しい点があるというふうなことでお話をさせていただきましたけれども、小学校、あるいは中学校の校長先生と月1回、町内校長研修会ということで実施をしておりますので、いま一度、記名式にするのか、あるいは無記名式にするのか、そこら辺の検討を校長会の中でしていきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

金丸君。

## ○金丸祐樹議員

はい、わかりました。なぜこのようなことを申しますかといいますと、無記名です、記名です、恐らく記名でした場合、自分の名前を書いて、内容が県のほうも町のほうも、どなたからどのような危害を受けましたかというのが書いてあるんですけども、それでいじめられている人、いじめている人がわかったとしても、実は僕としては解決法にはならないんじゃないかなと思います。

ここで僕が言いたいのは、いじめがどの程度起きているかを把握できることがまず第一で、無記名であって、いじめがあると、無記名で丸をつけた子供が何人もいると。その状態の中で、学校側がしっかりとその現状を把握して環境を改善していくほうをまず進めていくべきではないかと思います。

それと、アンケートの内容についてお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

ここに今、友だちアンケート、これは小学校の分です。11月に出された分ですね。これは記名式になっています。もう簡単に申します。内容が、江北小学校のみんなが学校は楽しい、学校大好きと思うことができるように先生たちも考えています、今、みんなが思っていること、困っていることを教えてください、学校は楽しいですか、「はい」と「いいえ」と書いてあるんですけども、この2つの選択肢の中に「どちらとも言えない」というのを入れてほしいんです。

何でもこういうことを言うかと申しますと、ほとんどの生徒が「はい」をつけるような感じが僕にあります。「いいえ」も何人かがつけるでしょう。ただ、いじめられていると思う生徒は、恐らく「どちらとも言えない」、楽しいんだけど、いじめの大小はあるんでしょうけれども、「どちらとも言えない」という大人からの助け船ですね、このちょうど真ん中の部分をアンケートの中に入れていただきたいというのが1点と、自分に嫌なことを言ったり、したりする人はいますか、「いる」「いない」。誰がどんなことを言う。ここを書く人はまずいないと思いますよね。

このアンケート内容については、これは学校側だけで決めているんでしょうか、それとも教育委員会のほうはこれを見ていらっしゃるんでしょうか、そこを聞かせてください。

## ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

## ○こども教育課長（平川智敏）

金丸議員の再質問になりますけれども、先ほどの「どちらとも言えない」というのを加えていただきたいということですが、これは校長会の中で協議をしていきたいというふうに思っております。

それと、教育委員会がこのアンケートを知っているかというような御質問ですが、そこにつきましても、ちょっと私も初めてこの友だちアンケートというのを確認いたしましたものですから、以前に報告があつてこの様式が決まっているかどうかというのはちょっとわかりませんが、教育委員会としては、多分こういう形でアンケートをされるという認識はあつたというふうに考えております。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

再質問は3問目までですよ、議長。

**○西原好文議長**

再質問というかね、変わった視点でなら大丈夫ですよ。

**○金丸祐樹議員**

わかりました。はい、大丈夫です。

ということは、校長会というのは、もちろん教育委員会は入らないですよ。

ただ、このアンケートの内容について、教育委員会がこの内容を見て学校側と、本当にこれでいいのかというふうな協議はないのでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

教育委員会にこのアンケート用紙を、教育委員会の委員さんが確認をしているかという御質問だと思いますけれども、この友だちアンケートが……（「協議をしていないのか、内容について」と呼ぶ者あり）内容については協議はしてありません。

それで、一応、先ほど説明しましたいじめの件数とか問題行動とかについては、毎月、教育委員会の中で報告をいたしております。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございます。その辺の今、いじめに関して連絡であったりとか、学校側から教育委員会のほうに連絡があるとか、じゃ、このアンケートを作成する際に教育委員会と学校側がつくっていくというふうな、どのような仕組みになっているのか、済みません、恥ずかしい限りですが、私はよくわかりませんが、私としては教育委員会の方と、学校と、また保護者等も入れて一緒に、いじめられている人、いじめに遭っている人の気持ちになって慎重にアンケートをつくっていただけないかなと思うんですよね。どうもこのアンケート自体が、アンケートをとるだけでよいと形骸化してしまっただけでは意味がないような感じがします。よろしくお願いします。

次に行きます。いいでしょうか。

**○西原好文議長**

どうぞ。

**○金丸祐樹議員**

2問目の質問です。

いじめが認知された後の現在の対応を聞かせてください、お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の御質問にお答えをいたします。

いじめが認知された後の対応についてということでございますが、認知後につきましては、県で作成をされております危機管理マニュアルに従って適切に対応していくということになります。

まず1点目が、管理職、あるいは学年主任、担任は教育相談担当者やスクールカウンセラー等の協力を得ながら被害児童・生徒を守り、支援するということですね。

それと2点目が、被害児童・生徒へのケアや加害児童・生徒への指導を断続的に行うとともに、被害児童・生徒と加害児童・生徒の関係修復を図ると。これは長期的なサポート、あるいは指導体制が必要になってくるというふうに考えております。

それと3点目に、学年集会、あるいは全校集会で、いじめは絶対に許さないというような姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にするよう指導をしているとい



う状況でございます。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

いじめが認知された場合には、断続的に、長期的にケアをしていくというようなことだったと思いますが、私が事前に聞いた話では、いじめが認知されて、一旦解決をした後に、お互い相互の理解を得て、親御さんの理解も得てですね。その後、3カ月間の経過を見ると、それで一旦収束すると、そのような内容だったんですが、よろしいでしょうか。今、そのような状態ですか。（発言する者あり）はい。

これで、ちょっと私思ったんですけれども、この3カ月間の経過観察を経た後に、またその3カ月間が終わった後に、いじめる側、いじめられた側の調査は行われないんでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございます。

3カ月たって、いじめの事案が終結をして、再度いじめに遭った場合ということの御質問だと思います。（「再度いじめに遭った場合じゃないです」と呼ぶ者あり）同じ人からのいじめに遭うということですか。（「はい、立ってからでいいですか、済みません、どうしたらいいですか、登壇してからで」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

いじめが終わった後、解決した後、例えば2名としますよね、複数じゃなくて、例えばの話。3カ月間の経過観察をすると。それが終わった後、じゃ、3カ月たって、その2名についてまた調査をするのかという内容です。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございます。先ほどは失礼をいたしました。

基本的には、先ほど言いましたとおり、長期的に見守っていくというのが大原則になりますので、3カ月が終わったからといって、それで終わりということじゃなくて、お互いの様子については経過観察をしていくというふうな形になると考えております。

**○西原好文議長**

補足説明をお願いいたします。熊崎教育長。

**○教育長（熊崎知行）**

少し補足説明をさせていただきます。

今の3カ月という期間についてでございますが、今回、これまでが1カ月という期間が実は3カ月になったということございまして、いじめが起こる、発見される、事案に対処する、そして、例えば謝罪とか、一応の区切りが来る、それから1カ月間はしっかり見ていきましょうと、いじめた生徒、いじめられた生徒も見ていきましょうと。1カ月間何もなかったら、この事案については解消したと定義をしますというだけでございまして、解消したかどうかという定義を今回、1カ月から3カ月に変えたということございまして、3カ月過ぎたから後はもう何もありませんということは、もう当然、学校側としても、それ以降もどうしているかなという視点では必ず見ているというふうに思っています。

以上でございます。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございます。県のマニュアルでは3カ月となっていると聞いておりましたので、先ほどの答弁を聞いて、その後も見守っていくというような答弁を聞いて安心しました。

実は、いじめは長い間、続くんですね。私も、小学校、中学校と経験があるんですけども、小学校のころにいじめられている生徒というのは、大体、中学校のころまで長い間、四、五年かけていじめられていくんですね。なぜか不思議なことに、いじめられている生徒、いじめている生徒が逆に入れかわってしまうことも多々あるんですよ。ですので、今後も長い目で長期的な見守りをお願いしたいと思います。

次、3問目に行きたいと思います。

教育現場でのいじめや人権に対する生徒の指導状況を知りたいです。お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

金丸議員の御質問にお答えをいたします。

教育現場でのいじめや人権に対する指導状況ということでございますが、大きくは3点ございます。

1点目が、道徳教育の充実を図っているということです。

これにつきましては、年間を通して道徳や学級活動の時間にいじめや人権について取り扱った授業を実践している。いじめや人権について一人一人が考えを持って、友達との意見交流でさらに自分の考えを深めるといった活動を行っております。その中で、いじめは許されないものであると、いじめを見て見ぬふりをするはいけない、いじめを受けたら先生、親、友達に相談するなどの考えが授業の中で子供たちの発言の中から出てくるように授業を仕組んでいるということでございます。

それと2点目は、人権週間・人権集会を実施しているということです。

児童・生徒一人一人に互いの人権を尊重することの大切さに気づかせ、友達と仲よくしていこうという心情を高め、実践的態度を育てることを狙いとしております。今年度は、小学校のほうでは各学級の人権標語をつくったり、それから、人権の花運動に取り組んだりしております。中学校におきましては、人権集会に人権擁護委員会の4名の方をお招きいたしまして、DVD視聴と講話等を行っていただいております。肌の色が違っても差別はしてはいけない、一人一人の人権を尊重することの大切さということを生徒たちは学んだというふうを考えております。

それから、3点目でございますが、いじめ等の早期発見に努めているということでございます。先ほどのアンケート調査の実施を初め、問題行動、あるいは気になる事案、児童・生徒の様子がおかしいときは、学級指導や個別指導を随時行い、未然防止や早期解決を図っているということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

大きく分けて3つ、道徳の時間の充実、人権集会等を開く、あと3点目は早期発見、未然防止に努める、指導をしていくというようなことがありましたが、今、道徳の時間、学級会の時間といいますか、小学校で年間35コマあると聞いておりますが、これは実際、今、35コマあっているのでしょうか。

なぜこういうことを申しますかといえますと、35コマのうち、この道徳の時間、人権やいじめに関する話をする時間というのは何コマぐらいあるのでしょうか、お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございますが、道徳の時間に人権を取り扱うコマ数ということでございますが、現在ちょっと把握をいたしておりませんので、後ほど御回答させていただきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

小学校に行って私がある先生に聞いたところ、35コマのうち、いじめに関する問題を道徳の時間にテーマにした回数は、その先生は1回したと言っておりました。ほかの先生については、各先生方のそれぞれの時間の使いようなので、そこはわからないということでしたが、35コマの中で、その先生は1回だったんですが、私としてはもう少し回数をふやして、子供たちにいじめに関する関心ですね、あと人権に関することやらをもう少し時間をふやしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございますが、コマ数をもう少しふやしていただきたいということでございますが、これにつきましても、先ほどの回数の把握と同時に確認をいたしまして、学校の都合等もございましたので、また検討させていただきたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

補足説明を求めます。熊崎教育長。

**○教育長（熊崎知行）**

金丸議員の再質問にお答えしたいと思います。

先生が、いじめについては道徳の中では1回扱ったということと言われたということで、そのことについてちょっと私は確認はしていませんけれども、教材のテーマとしては、いじめについてというテーマについては1つか2つぐらいかも知れませんが、結局、道徳の中で何を教えるかという、例えば、いじめはしちゃいけませんよということももちろんテーマとして入っていると思いますし、人の命は大切にしないといけませんよということも入っていると思いますし、いろんな人の考え方があるんですよというようなテーマも入っていると思うんですよ。そういう意味では、いじめにつながるような、そういう道徳の教材というのは、もっといっぱいされているというふうに認識をしております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

はい、わかりました。

ここでちょっとまた、私が学生のころの話をしたと思うんですが、私が小学校のころに40人ぐらいのクラスだったんですが、班をつくっていたんですよ。5班か6班ぐらいの班があって、班長がそれぞれ6名、七、八名いまして、帰りのホームルームの時間と申しますか、帰りの時間と言っていたんですが、そのときに10分間だけ各班ごとに席を寄せて、班長ノートというのがありまして、班長が聞くんですよ。きょうはみんなとうまくできたかとか、けんかがなかったかとか、もう本当に直接いじめがなかったかとか、そういったことをやっていたんですが、今、小学校で帰りのホームルームの時間、帰りの時間と呼べるようなものは、今どのような形であっているのかをお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございます。

ホームルームの内容はという御質問ですかね、班でそういう活動を行っているかということですかね。（発言する者あり）

学校で班の活動というのは実施をされております。これは授業中でもそうですし、ただ、学級活動の中で班編制をして1日の反省とか、そういうことをやっているかということ、ちょっとそこら辺、確認をいたしておりませんので、先ほどの質問と同様に、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

はい、わかりました。

実は、班とか形はどのようなものであってもいいんですが、私が思うに、昔、私がやっていたというか、小学校のころ、先生の指導のもとにやっていたのは、班長ノートに書いたりしていたんですが、今思えば、かなり有意義な時間だったと思うんですよ。なぜかという、班のメンバー6人がそれぞれ意見を出し合って、何でもいいんですよね、宿題を忘れていないかとか、家での生活はどうだとか、いろんなことを言える時間なんですよ。それが大人になっていざ振り返ってみますと、今の自分の心の形成、あり方にかかなり影響を及ぼしているなど思うことがあります。

今の小学校の現状で班をつかってホームルームの時間、部活があったりとか、先生の帰る時間だったりとか、いろいろ時間差があると思うんですが、そういったものをしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

**○教育長（熊崎知行）**

金丸議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

グループ活動について非常に有意義であったというような御意見だったと思いますが、今、多くの授業の中でグループ活動というのは取り入れられていまして、その中で司会役とか、それからまとめ役とか、そういうふうなものも決めてされています。多分、自分のときと比較するといけないかもわかりませんが、格段に多くそういう機会が授業の中でもあっているし、多分、ホームルームの中でもされているというふうに思いますので、そういう意味では、金丸議員が言われたような有効な授業をされている認識は私も持っているところではございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございます。授業の中でも昔よりも格段に多くされているということでしたが、授業の中というよりも、今、実際、帰りの時間でそういったグループ活動があつて、班長がいて、そういった話し合いが行われているというふうなことは、私が学校にいたときは確認ができておりませんでした。むしろ授業の中というよりも放課後、授業が終わった後のある程度解放された気分の中ですが、子供たちが自由に話をするができると思うんですね。今、もうされているのであれば、またそれを継続して今後ともやっていただければなと思います。

3問目の質問の一文に生徒の指導と書いてありますが、教育現場を含め、保護者もいじめや人権をきちんと知っておく必要があると思います。

そこで、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法を受け、我が町でも平成26年3月にいじめ防止対策基本方針なるものが作成をされております。

この中にある、いじめ防止への取り組みに教職員向けにいじめ対策研修会、保護者向けに同対策、教育を実施すると書いてありますが、実施がどのような形でいつごろ行われているかをお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございます。

教職員向け、あるいは保護者向けにいじめ対策の研修会は何回ぐらい行われているかというふうな御質問でございますが、ちょっと現状で把握をいたしておりませんので、後ほど報告をさせていただきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

今のことについて質問されるのであれば、多分、内容がわかっとならさんとやなかかなと思うんですけど、どうですか、今後の、今のことについて、また再質問されますか。回数あたりは把握しとらんということですので。大丈夫ですか。金丸君。

**○金丸祐樹議員**

回数と申しますか、今行われているかどうかというのは、それもわかりませんね。（発言する者あり）はい、わかりました。

では、最後になります。江北町のいじめ防止対策基本方針ですね。先ほどもこの中より抜粋して話をしたんですが、この中にいじめ早期発見支援システム「i@signal（アイシグナル）」というのがありますけれども、この利活用についても把握はできていないということよろしいでしょうか。

**○西原好文議長**

答弁できますか。ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

金丸議員の再質問でございますが、「i@signal（アイシグナル）」につきましても、後ほど報告をさせていただきたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

金丸君。

**○金丸祐樹議員**

はい、わかりました。

質問の最後になりますが、町長としてのお考えを、今後、いじめに対して江北町自体でどういう取り組みを行っていくかを聞かせてください。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

金丸議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

平成27年度からだったですかね、新教育委員会制度がスタートいたしまして、その中で総合教育会議というものが設けられるようになりました。私の記憶であれば、こういう制度がスタートしたきっかけの一つが、いじめ問題であったのではなかったかなというふうに思います。滋賀県で、いじめによる自殺をされた子供がおられて、それのときの対応が、言ってみれば、町として教育委員会任せというんですが、非常に責任の所在がはっきりしないということがあって、これは、やはり首長といたしまししょうか、やはり町の問題であるということで、これまでの教育委員会制度というのは維持しながら、首長部局といたしまししょうか、首長



としても一定の意見なり、状況把握をすべきというふうな反省に基づいて、総合教育会議を含めた新教育委員会制度ができたというふうに思いますし、その中で、従来と教育長の立場もまた変わりました、一定の地位と立場と権限を与えられて、きちんと責任持って教育問題に取り組んでいくということがこの制度の趣旨かというふうに思いますので、いじめの問題であるから町長が答えることは適切じゃないということは私は当たらないと思いますし、答弁を求められましたので、私なりの問題意識を少しお話をしたいというふうに思います。

このいじめというのが、もともと人間そのものに内在する要素といいましょか、そういうものに起因するのかどうかということが私は非常にどうなのかということをおもいます。

というのが、当然、小学校、中学校、大人になる過程なわけですけど、そういう大人になる過程に沿って本来減っていくものなのかですね。そういうことであれば、本来、一人の成人ということであれば、いじめをしたり、そういうことは、例えば道徳であるとか倫理観の中でそういうものが減っていくということなのか、逆に大人になっていく過程でふえていくものなのかどうかですね。逆に、本来人間が持っているものが出てくるものなのかという、そういうことを少し自分としては関心といいましょか、があります。

というのが、1つは、これは子供たちがやるからいじめという言い方をするわけですけど、それこそ、ことしもいろいろ話題になりましたけれども、罵倒したり、無視したり、そういうのは実は大人社会にもあるというふうに思いますし、ああしたことが報道されると、逆にやっぱり子供たちにもいい影響を与えないと、言ってみれば大人もやっているじゃないかみたいなことを言われたりするわけですし、もしかすると大人の社会を反映しているところもあるんじゃないかなというふうに思います。

ですので、私は、いじめというのは学校だけの問題ではなくて、やはり町の問題であるし、大人の社会の問題でもあるという認識を一つは持っておりますし、先ほど申し上げたように、いじめそのものの本質というんですかね、それが何なのかというのは私としては関心があるところであります。

それともう一つは、先ほど来から、いじめの把握の方法ということでアンケート調査をしておられると、教育委員会のほうでしているということでしたけど、本来教員というのは当然、子供たちと日常的に接しているわけです。それは単純に教科を教えるということではなくて、いろんな学校活動を通して、いろんな会話を直接もしますし、子供たち同士の会話を聞いたりもしているんだろうというふうに思いますし、そういう子供たちの行動も多分見て

いるんだろうと思います。

ですから、私として思うのは、いじめの一番の認知方法はやはり教師の現認だというふうに思います。もちろん、今はネット社会ということで、なかなか目に見えないところもありますし、こういうアンケート調査という、まさに本人から直接教えてもらうという、ある意味、最終手段というんですかね、というふうに私は思うので、これはあくまでも補完的な役目じゃないのかなというふうに思います。もちろん、言わずもがな、それは前提として、そういうアンケート調査のような把握の方法はしていないのかという御質問だったと思いますし、教育委員会もそういう答弁だったとは思いますが、言わずもがなではありますが、私はまずはそういう日常の教師の活動の中で、もしくは学校の活動の中で本来把握されるべきものであるし、そうしたものは、わざわざアンケートをとって書いて、ああ、いじめがあっているんだみたいなこととは、本当は私は違うのではないかなというふうに思います。

それともう一点は、きのう一般質問でもありましたけれども、ほかの町に比べれば江北の子供たちは非常にいい子供が多いというのは、やはりそういう地域で守られながら育っているということもあると思いますけど、一方で、どうしても1町1校で小学校、中学校そのまま上がるものですから、人間関係の固定化ということが実は少しマイナスの要因としてはあるのかなというふうに思います。というのは、先ほどからお話があったように、一度そういう、いじめられてしまうと、ずっとそれが続いてしまうとか、言ってみればレッテル張りみたいなこともあったりするんだろうというふうに思うんですよね。

ですから、そういう限られた集団の中で、特に今は子供も少なくなりましたから、そこだけに関心が向くのではなくて、先ほどから人権の話があったように、やっぱりほかを知る、ほかと交わる、ほかを尊重するということが大事だというふうに思っていて、マイナスの要因を払拭するためにも、今議会で冒頭で言ったような、いろんな交流というんですかね、やはりそういうのを進めることで濃さを少し薄めるというんですかね、関心をというんですかね、やっぱりそういうことも必要なんじゃないかなというふうに思っておりまして、繰り返しになりますが、いじめの問題は学校、子供の問題だけではなくて、大人、町の問題でもあるという認識を持っておりまして、総合教育の場を含めて、町長部局としてもしっかり注視をしていきたいというふうに思います。

それと最後になりますけれども、先ほどから、ちょっと把握をしていないので後で報告をするということでありましたけれども、私だと、それだと質疑ができないから、質疑が終

わってから報告をしても、なかなか、言ってみれば試合終了してから、さっきの点数が入ったかどうかを調べるようなところがあるので、議員として、これがわからなければ質疑が進められないということがもしおありであれば、それは質疑をとめていただいても、今確認をして、やっぱりお答えをして継続させていただくということをしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

逆に、1点お願いなのは、なかなか今回の通告だけで細かなところまでは我々も準備ができていなかったり、把握ができていなかったりすることがあります。ですから、通告をいただく際に、例えば通告内容そのものではなくても、必要な、例えば確認したいこととかいうこともあわせて付記していただければ、そうしたロスもないのではないかと考えております。余計なことかもしれませんが、答弁の機会をいただきましたので、私なりの考え方と、少し御提案をさせていただきたいと思っておりました。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

金丸君。

#### ○金丸祐樹議員

ありがとうございました。通告に載せてはいなかったんですけども、一応教育委員会のほうで基本方針のほうはいただいていたので、そこは私が注意をして通告文に載せておくべきだったと反省をしておるところでございます。

先ほど質疑ができなかった内容につきましては、また次回の一般質問で改めて質問をしたいと思っております。

これで一般質問を終わりますが、冒頭にも申しましたように、いじめは子供の命を奪う、そしてまた心の病、社会全体の病です。先ほど町長が申しましたように、今回、小学校でのいじめの問題を取り上げたのは、私が体験したように、いじめは長い間続くものと考えております。子供は学校という中にいますので、我々大人のように対人間での距離をなかなかとれないと思うんですね、学校にいる間は常に一緒にいますので。その間、被害者となった場合、本来楽しいはずの学校が、学ぶための学校生活が、地獄のような日々になってしまうと思っております。

このいじめという病は、人の命、人権をじわじわ奪っていくものだと思っております。実際、佐賀県の高等学校でも近年、いじめによるものとされる自殺が発生をしております。こ

こは我々山田町長率いるチーム江北が全力をもって未然防止に取り組み、認知があった場合には、ささいなことでも、その被害者に寄り添い、どんなことがあっても守るという本気度を示して、加害者を正すことが求められているのではないかと強く思います。

以上です。終わります。

#### ○西原好文議長

1 番金丸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時。

午前9時50分 休憩

午前10時 再開

#### ○西原好文議長

それでは、再開いたします。

2 番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○淵上正昭議員

皆さんおはようございます。今期議会の最後の質問者であります淵上正昭と申します。それでは、通告に従いまして、救命ボートの配備と防災士資格取得に対する支援について、この2点について御質問をいたします。

初めに、組み立てや運搬が簡単で、迅速な活動ができます救命ボートの配備についてお伺いをいたします。

まず、救命ボートの概要をパワーポイントを使って説明した後に質問に入りたいというふうに思いますので、画面の切りかえをお願いします。

(パワーポイントを使用) まず、救命ボートについて、今回提案をさせていただく大きな特徴というのは、小型船舶操縦士免許、俗に言う船舶免許です。それと船舶検査が要らない、不必要な条件ということで御理解をいただきたいと思いますが、まず1つは、船の長さが3メートル未満であること。それから、これは船外機をつけた場合については、船体の長さの0.9という条件がありますので、そこを踏まえて3メートル未満ということ。それから、推進機関が俗に船外機で、出力が1.5キロワット未満。2馬力といいますが1.47キロワットです。3メートル未満で、なおかつ船外機を使った場合は2馬力の船ということになります。これが今回提案する大きな特徴の一つでございます。

それでは、今回、一つの例として、まず船を見ていただきたいというふうに思います。

平常時はこのように小さく畳んで倉庫等に長期保管ができるということでございます。

これは袋を開いた状態ですね。両側に赤くなっているのが本体そのものです。それから、左のほうに黒いものは、これは組み立ての空気装置のエアガンでございます。それから、これが手動式の空気を入れるポンプです。これが本体ですね。ちょっと開いた状態です。

これは空気装置エアガンを使ってゴムボートを膨らませているという状況でございます。大体これは数人で10分程度で全て完了という形になります。

これが空気を入れて使用ができる状態ということになります。

これは船外機ですね。推進装置、俗に言う船外機でございます。これが2馬力の船外機でございます。

これは前のほうから見た、大体こういうふうなゴムボートでございまして、これは一つの例でございますけれども、サイズが全長3メートル15センチ、幅が1メートル60センチ、総重量そのものが58キロということでございます。

ゴムでございますので、本体の小さな破れはゴムのりか、もしくは市販されているボンドで容易に修理ができますということでございます。

金額については、これ全て、例えば、ボート、それから空気装置エアガン、船外機一式で約75万円程度という形になります。空気装置エアガンがなくて手動ということであれば、この分は要りませんので、そういうことになろうかと思えます。

これが今回提案のゴムボートの概要でございます。

それでは、質問に入ります。

近年、台風や線状降水帯による集中豪雨やゲリラ豪雨により、想定を超える大規模な氾濫等が発生をしております。六角川水系は低平地のため、外水氾濫、川からの氾濫です。それと内水氾濫、川への排水不能が複合的に起こる水害常襲地帯であり、危機管理対策が重要な地域となっております。本町においても、集中的な降雨による洪水浸水や家屋倒壊等氾濫が考えられます。

そこで、避難がおくれ、取り残された住民の救出、救助や食料、水などを運搬する手段として、また、堤等で発生した水難事故にも対応できる救命ボートの導入、配備についてのお考えをお聞かせください。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

**○総務課長（田中盛方）**

それでは、淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

県内の状況を確認しておりますので、その分について私のほうから報告をいたしたいと思  
います。

20市町のうちに9市町で救命ボートを保有されておりました。具体的には、武雄市が11そ  
う、唐津市は2そう、その他の市町は1そうということでありまして、ボートの大きさにつ  
きましても、乗組員数が4人から6人まで、武雄市以外は免許不要のボートでございました。  
価格につきましても、10万円から75万円程度というふうなことで確認をしております。

救命ボートにつきましては、平成2年の水害のときに広域消防のボートが利用されたとい  
うふうなことも聞いております。そういう意味では、有効なものかと考えております。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

有効ということで、これは配備についてはどういった考え方なんでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

淵上議員の御質問にお答えいたしたいと思ます。

今回、質問の通告をいただきまして、私どもの中でも、先ほど総務課長が答弁いたしまし  
たように、県内の状況も調査をいたしました。大変恥ずかしながら、私自身は当初、何でう  
ちの町にボートの要るかなと思ったりしていたんですけれども、それこそ総務課のほう  
が県内の状況を調べてくれまして、先ほど御紹介がありましたように、例えば、武雄市  
では11そう持っている。これは平成2年の水害の教訓で配備をされているようでありま  
すし、そういう意味では、私ども江北町も境遇は同じなもんだから、そうしたことを考  
えますと、やはり配備の必要があるのかなというふうに思っております。

実は先ほどまで平成30年度中に2そう配備をしたいと。2そうはなぜかといいますと、  
水防倉庫のあります第11部の正徳地区、それと第5部の八町地区にそれぞれ1そう配  
備をしたいということで答弁をするつもりでございましたけれども、先ほど淵上議員  
が具体的なものを画像で見せていただきましたので、あれだけコンパクトであれば、  
水防倉庫に配備をしてお

く必要があるのかどうなのかですね。ですから、そういう仕様、どういう規格のもので何そう、しかも、どこにというのは早急に結論を出しまして、少なくとも来年度中に何らかの形で配備をするように予算計上を準備したいというふうに思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

どうもありがとうございます。

というのが、こういった大規模の水害が発生しますと、当然、江北町だけではなくて、隣市の小城市であったりとか、大町町、あるいは武雄市、あるいは六角川右岸のほうの白石町、そういったところも当然こういった被害があっているんだらうなということが予測されます。そういうときに、例えば、常備消防であったり、警察であったり、あるいは自衛隊であったり、そういうところから当然応援に入ってくるだろうというふうに思いますが、江北だけに限って全勢力を投入するということはなかなか難しい。そういう意味で、やっぱり江北町でできる部分を、災害現場の前線で活動できるゴムボートというのは大変いいものだというふうに思います。

それともう一つは、先ほど配置場所を言われましたけれども、皆さん御存じのように、34号線から南のほうが大体低い。低いところ、そういった被害を受けやすいところに配備するというよりも、どっちかといえば、もっと浸水をしない場所等に置いておったほうがいいのかというふうな感じもいたします。ただ、先ほど言いましたように、ゴムボートについては配備の一例ですので、これを参考にされてもいいのかなということと、もう一つは、今までは武雄市さんであったりとか常備消防で持っている舟艇というものは、当然、維持管理がかかる。それから、運搬にも数人が要ると。そういったものでありますので、できればコンパクトなこういったものであったら、そして、免許が要らないというのが誰でも運転ができるということになりますので、そういうことでぜひお願いをしたいというふうに思います。何か答弁があれば。なければ。よろしいでしょうか。

そしたら、こういった記録的な雨が降れば、山手のほうの土砂災害、あるいは地すべり、そういったことが当然考えられます。これについては、また機会があれば一般質問でしたいと思います。

まず、ゴムボートについては、これで一応終わりたいと思います。

**○西原好文議長**

次、行ってください。瀧上君。

**○瀧上正昭議員**

次に、防災士資格取得に対する支援についてお伺いをいたします。

これは先月16日に佐賀新聞に記載されたものです。佐賀県内には7月1日現在、1,541の自主防災組織があり、組織率は85.8%と全国平均を上回っておりますが、昨年を実施した調査では、過去1年で活動実績がない組織が4割に上ることから、地域防災のリーダーを育成し、組織の活性化を図るため、本年度から3年間で300人を目標に、防災の専門知識を持つ、また地域防災のかなめとなる防災士を養成するとしています。

そこで、防災士資格取得に対する受講及び防災士認証登録に係る費用等の支援について3点お伺いをいたします。

まず1点目、防災士として認証されるためには、防災や気象、救急救命など、災害全般に関する専門の講座を受講しなければなりません。県は、自主防災組織の立ち上げを担ってもらうため、2007年度から2010年度にかけて集中的に講座を開き、695名の防災士を養成されております。このときは防災士認証登録申請に係る費用以外は県が負担をされております。今回の場合、講座の受講に係る費用、また防災士の認証登録費について県はどのように考えておられるのか、わかっている情報をお聞かせください。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

**○総務課長（田中盛方）**

それでは、瀧上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

11月16日の新聞内容について、県の消防防災課に確認をいたしました。県が設定する防災講習会を今年度実施するということは決まってはいるということでありましてけれども、開催日等詳細については現在定まっていないというふうなことでお聞きをしております。

ただ、費用の面については、今のところ個人負担は求めないというふうなところまでは聞いております。

以上でございます。

**○西原好文議長**



渚上君。

**○渚上正昭議員**

わかりました。費用を求めないということは、登録費用まで全て県が免除するという事で理解をいたしました。

私も県の担当の消防防災課のほうにも確認をいたしましたが、そのときもまだはっきりした回答ができなくて、ぎりぎりまで待っておりましたけれども、通告する前までちょっと待っておりましたけれども、なかなかそれができなかったということでございました。

県が費用負担をしていただくということであれば、2点目でございますけど、町で自己負担分を支援できないかということは必要なくなりましたので、私は受験料とか、教本とか、そういうものについては県が負担していただいて、あとの認証登録をする場合の申請料とか、あるいは写真だったりとか、送料だったりとか、そういうものについては個人負担なのかなというふうに思いましたので……（発言する者あり）じゃ、何か答弁があれば。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

渚上議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど総務課長から答弁がありましたように、県のほうでは今年度から3年間で300人の防災士を養成するという事ですから、単純に割れば1年間で100人ということでありまして、今年度については、まだちょっと準備がおくれておるようでありまして、県がといたしましうか、県で防災講習会を今年度中に実施するという事でありまして、その費用については個人負担は求めないということでありましたが、先ほど渚上議員がおっしゃったように、例えば、認証登録料等まで県が負担するかどうかというのは、実は今まだ確認ができておりません。ですので、全て県が負担してくれればいいわけですが、そうでなければ、例えば、認証登録料等については個人負担が発生する場合があります。そのときに町としての支援する考え方はあるのかということになりますと、当然、地域の防災リーダーということで活動していただくわけですから、一定の支援ということはさせていただいていいかなと思うんですが、これが県のほうで今年度中に講習会を1回開くということなもんだから、ですから、それに対応した形で、私どもとして予算的な準備ができるかどうかというところが少し気付きではあります。当然、臨時議会でも開けばそうしたことも提案はさせていただき

るわけですが、何せ県のほうが今年度中に実施をするというところまでは決めておられるんですけれども、それから先、具体的なところがまだ決まっていないというのを県の消防防災課長に直接実は確認をいたしましたものですから、そこが決まり次第、町のほうの支援を含めた対応というのは考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

どうもありがとうございます。

質問の2点目の回答でございましたので、これはもちろん最初に県の対応という形になりますけれども、仮に1万円程度の自己負担が発生するというのであれば、全てなのか、あるいは写真代と送料ぐらいは自己負担していただいて、あとのものを町が支援していただくのか、あるいは1万円程度は町が支援していただくのかというのは検討をしていただきたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

少し補足をいたしたいと思えます。

今回、100人養成をするということでもありますから、人口規模でいけば、我が町の参加は1名ぐらいということになってしまうわけですね。県のほうに聞きますと、直接県民の皆さんに募集をされるということだったので、逆に、私ども町のほうからぜひ推薦をさせてほしいということで県のほうにはお願いをいたしました。というのが、当然、防災士の資格を取りたいという方がおられるわけですが、じゃ、防災士の資格を取って、地域でまさに防災のリーダーとして活動したいという意思を持って取っていただければいいわけですが、今は、例えば、建設会社であるとか、設計会社であるとか、コンサルティング会社であるとか、要は、ちょっと言葉はあれですが、箔つけのために取られるような方ももしかするといらっしゃるかもしれません。ですから、そうならないためにも、できれば市町のほうに照会をしていただいて、場合によっては割り当てしていただいてもいいですが、町のほうからこの人はということで推薦をさせていただくような形でぜひ募集をして

くださいということは実は県のほうにはお願いをいたしました。もちろん町の中では募集はかけますけどですね。そうさせていただいたほうが、要は防災士イコール地域の防災リーダーとして具体的に活動していただくから町も支援をするわけですから、そこが担保できないと、個人的ないろんな理由、事由、動機で取られるところまで支援をするということにはならないんじゃないかなというふうに思っております。

それともう一点、先ほど申し上げましたように、1年に100人ということであれば、うちは大体佐賀県の100分の1ぐらいだから、普通にいけば1人ぐらいしか枠がないわけですね。そうなりますと、なかなか牛歩といいましょうか、いつになるかはわかりませんが、私としては自主防災組織にお一人ずつぐらいは防災士の資格を持っておられる方がおられていいんじゃないかというふうに思いますし、何年かかるかはわかりませんが、そうした少し長期的なといいましょうか、最終目標は持った上で、そうした養成をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

渚上君。

#### ○渚上正昭議員

ありがとうございます。

今、町長が言われたように、対象者というのは限られてくるんだろう。限られてくるというか、要するに、先ほど言われたように、防災士資格を取る上において、あるいは支援をする上において、やっぱり活動をしていただく、自主防災組織なら自主防災組織等に貢献をしていただくというのが条件になるんだろうというふうに思います。

そういう意味では、先ほど言いましたように、2007年から2010年にかけて六百数十名の方が養成をされております。当然、江北町のほうからも取得をされておりますが、そのときに、防災士育成事業補助金交付要綱というか、そういうものがあれば、対象者がどういった人ですよとか、あるいはそういうものに該当、誓約と言うたらいかんですけど、こういうものに私はオーケーですよという人を優先に取っていただくというのが必要なのかなと。だから、簡易的なものでもいいですから、要するに要綱あたりをつくられて、江北町としてはこういう人だったら支援をしますよというふうなものを明文化というか、先ほど町長が言われたような人たちをしたほうがいいのかというふうに私はちょっと考えます。

それと、養成をしていくということでございますので、何年かかるかわからないという中・長期的なことになりますので、次、3点目に入りますが、そこで、そうではなくて、先ほど言われた自主防災組織に少なくとも一人でも防災士がいればという、つくりたいというふうな考え方でございますので、そういうふうに増員を考えたときに、特例制度というものが実はありまして、対象者は警察官であったりとか、あるいは消防吏員であったりとか、あるいは消防団員さんの現職、退職者問わずですね。それと、赤十字の救急法救急員資格認定者、こういう方は、実はこれもまた1万円程度で取れるんですね。というのは、教本代であったりとか、写真とか、あと5千円ぐらいの申請料、合わせたら大体同じような金額で実はいただけます。こういった方を活用してというか、増員につなげていくのもどうなのかなと。この場合においても、そういった場合でも、先ほどと一緒ですけれども、町からの支援ができるのかどうか、そこら辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

**○総務課長（田中盛方）**

淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど特例規定のことについて御説明をいただきました。うちにかかわる部分といいますか、消防団員の場合は分団長以上が特例規定の対象になります。消防官の場合には、消防士以上が登録の申請費用のみで大丈夫と。消防副士長、消防士につきましては、受験料、教本代、登録申請費用、結局、講習を受けなくて大丈夫というふうなことで、どう言いますか、消防士以上、それ以外ということで、消防官も取得に係る講習時間等が定まっております。

そういうことで、特例規定に該当する方につきましては、防災に対する思いが強い方々でありますので、地域の防災リーダーとして活動していただきたいという思いを強くお持ちである方については、何らかの支援というものはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

補足説明を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど総務課長が答弁をいたしたとおりでありますけれども、さらに整理して言いますと、自主防災組織に1人ずつは、できれば最終的には防災士の方がいらっしゃるというのがやっ

ぱり理想形だというふうに思いますし、それに向かって進んでいきたいというふうに思います。

それと、先ほどのような一定の経験がおありの方は、そのまま資格の取得ができたり、もしくは取得費用を支払うだけでそういう資格が得られるという方たちがおられるということでもありますし、その中に、先ほどありましたように、実は分団長以上の階級にある者で、研修講座、救急救命講習の受講と試験も免除されるということでもありますので、自主防災組織に1人ずつ、それと、これはちょっとまだ団長と相談をしていないので、余り先走って言うと、それこそまたあれなんですけれども、できれば江北町の消防団は、分団長以上、全員6名おられるものですから、せっかくなので、それこそ町のほうでも一定負担をさせていただいてでも防災士の資格を、それは江北町消防団として取っていただくということはやりたいなというふうに思いますので、ここは早速、団長と相談をしたいというふうに思います。

それと、繰り返しになりますけれども、あくまでも防災士というのは資格なもんだから、その資格を取得するために全面的に町がすべからず支援をするということではありません。防災士ということですから、一定の公益的な意味合いはありますけれども、例えば、役場にも保健師の資格を取得している者はおりますけれども、その保健師であるということと町の保健師の業務というのはまた別のことなもんですから、先ほどから申し上げているように、あくまでも地域防災のリーダーとして活動をしていただくための防災士資格取得のための費用については、当然、町としては一定負担をさせていただく準備があるということでもありますので、きのうからの質問の中でもありましたように、基本的な方針であるとか、そうしたものをきちんとやっぱりしないと、自分も防災士になりたいんだから町から支援してくれと、ただ、地域で活動するかどうかは別ですけどと言われても困るもんだからですね。ですから、オールジャパンの防災士としての資格と別に、町としての、これは資格ではないですけども、認証といいましょうか、位置づけといいましょうか、やはりそうしたものもセットで考える必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

渕上君。

#### ○渕上正昭議員

私もそのように思います。ですので、先ほど申し上げましたように、そういったことを明

文化できるような要綱等をつくっておけば、特例規定を使ってされるのか、あるいは今回みたいな防災士養成で受けられるのか、そういったものも含めて、そして、そういうものをつくっておけばいいのかなというふうに思いますので、その辺も御検討方をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それともう一つ、私はちょっと江北町内にどれだけの防災士資格を取得されている方がおるかわかりません。わかりませんが、県に聞けばわかると思いますが、先般、先月の佐賀新聞にも載っておりましたように、当時、防災士資格を取得された方、定年退職をされて取られた方等々がおりまして、特に高齢化が目立ってきているということで、地域の協力体制が不十分などの理由で活動ができていないケースもあるということで、フォローアップ研修も一緒に実施をしたいというふうなことが書いてありました。ということは、どういうことかということ、要するに防災士資格の取得をするときには、いろんなことを講義を受けられ、実技を受けられてされます。しかし、それからずっとそういう機会もなくて、ただ、防災士の免許は取得しているんだけど、あとは全くできていなかった、そういう人たちももう一回研修をしていただいてということも県ではしたいというふうなことも考えておられますので、ぜひそういったことも、江北町内でどれぐらいの方がおられるのか、また当然、いや、もう俺は年ととっつけんだめばいというふうなこともあろうかと思えますけれども、そういうこともですね。

これは県の考え方なのか、先ほど町長が、やっぱり誰でも彼でもはだめですよということでございました。実際、防災士というのは、当然、自助、共助の部分で活動をします。原則としては、自助、共助、協働ということが防災士の原則になっておりまして、協働ということになりますと、当然、町民の皆さん、あるいは企業であったりとか、あるいは何ですかね。だから、本来ならば、学校の先生にも、小学校、中学校にも1名ずつぐらいの方がおられたらいいのかなとか、企業は企業で防災士を育成されればいいんですが、そういうことも含めて、大きな観点でぜひ検討をしていただきたいと思えますけれども、町としての支援については、ちゃんとこういう人たちですよということを明確にした上で、ぜひしていただきたい。

それと、繰り返しになりますけど、1年間に100人ということは、江北町が1名ということでありまして、ずっと自主防災組織に1人ずつということになれば何年でもかかると。その一つの対応手段として、そういった消防団、分団長さん以上の人をつくって地域でやってもらうということも考えを持っておられますので、ぜひそういったことで検討をしていただ

きたいというふうに思います。

最後に、防災を担当されている総務課長に1点だけお伺いをしたいと思います。

ちょっと大きなことになるかもわかりませんが、防災について課長はどういうふうな考え方を持っておられますか。ひとつ考えをお聞かせください。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

#### ○総務課長（田中盛方）

淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町長のように、ぱぱっとそこで頭が動けばよかたですけれども、なかなか私の場合、そっちのほうものろまでございまして、ぱっと思いつくといえますか、基本的には防災というのは、まず防災については、事前にできるもの、そして災害時に行うもの、そういう意味では防災に対する考え方、取り組みというのは2つあると思います。そういうことで、平時の場合、やはり事前の備蓄品とか、そういうのの準備もそうですけれども、それ以外にも、やはり災害に対する関心を持ってもらう、そういう意識啓発というのが一番大事なのかなというふうに思っております。そういう中では、やはり自助、共助、先ほど協働ということで、団体といえますか、組織間の協力というか、そういうものも含めて、平時の場合に、やはり認識をしてもらう、考えてもらうという啓発をすることというのが非常に大事なかなというふうに思います。

実際、災害が発生した場合、やはりいかに被害を最小限にするかというふうなことをその状況、状況に応じて考えていく必要があると思います。そういうときに、やはり我々役場の職員は、災害対策本部というふうな中で、いろんな全体を見回したことを実際考えながら、災害、被害が大きくなるように未然に防ぐ措置というものをいろいろ考えていく場合もありますし、それは地域であれば自主防災組織とか、そこの中に議員さん方もやはり入っていかれて、地域の方々とともに、災害が大きくなることを未然に防止するというふうなことで活動をしていただけるのかなというふうなことを思って、そういう意味で、防災ということについては、平時から行うものと、災害が起きた場合に災害が大きくなるように、被害が拡大しないような未然の防止策も行うというふうなものを含めて、ちょっと小さいところになったかもわかりませんが、基本的な防災で今思いつくことはそういうことでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

淵上議員、補足説明を町長が手を挙げよるごたるばってん、どがんでしょうか。（発言する者あり）

説明を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

補足ではなくて、先ほど総務課長が答弁いたしましたとおりのことを私も実は思っております。たて糸とよこ糸でいいますと、やはり平時の備えと有事のときの対応ということだと思いますし、その担い手は、自助、共助、公助の3つの担い手のバランスといいましょうか、それでやはりやるべき必要があるというふうに思っております。

我々のような立場とはまた違って、役場職員というのは、書かれたものを読んだり、そういうのは、ある意味、訓練をされているわけですがけれども、突然質問を振られて、しかも、自分の言葉で、しかも、こんな場でお答えをするというのは、大変応用問題だと思っております。そういう中で、先ほど総務課長がまさにみずからの言葉で、みずからの職責について、自分と同じ気持ちで仕事をしているということが改めて確認ができて大変よかったなというふうに思いますし、私も先ほど総務課長が答弁したとおりの認識で、これからも安全・安心なまちづくりに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

以上で質問を終わります。

**○西原好文議長**

2番淵上君の一般質問をこれで終わります。

ここで先ほどの1番議員からの質問に教育委員会のほうから答弁をしたいということですので、許可いたします。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

先ほど金丸議員から御質問がありましたいじめの質問の中で、4点ほど後で回答しますという分がございましたので、それについて回答させていただきたいというふうに思います。



まず1点目でございますが、道徳の中で、いじめを扱った授業の時間数はどれだけあるかという御質問ですが、道徳の時間というのは35時間ございまして、そのうちの一、二時間をいじめを扱った授業にとっているという状況でございます。

それと、2点目が帰りの時間、ホームルームの内容でございますが、各クラスによって内容は違ってはおりますが、一日の振り返りを全体で行うクラスが多いということで確認をいたしております。

それから、3点目でございます。教職員、あるいは保護者向けのいじめに関する研修という御質問でございますが、教職員に関しましては、管理職向けの研修が年1回、それと、生徒指導担当向けの研修が年1回実施をされております。一応この研修の内容を全職員に報告して、情報の共有を図っているということでございます。

それと、保護者向けの研修でございますが、保護者向けには講演会を実施いたしていると。それと、学級通信、あるいは学校だよりで意識の啓発を図っておるという状況でございます。

それから、4点目の「i @ s i g n a l (アイシグナル)」でございますが、平成25年度に活用を開始いたしておりますが、利用者がいなかったというようなことから、現在はいたしておりません。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

金丸議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前10時46分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○西原好文議長

再開いたします。

一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

では、逐次、議案の審議に入ります。

#### 日程第2 議案第55号

#### ○西原好文議長

日程第2. 議案第55号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第55号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第3 議案第56号**

**○西原好文議長**

日程第3. 議案第56号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第56号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第4 議案第57号**

**○西原好文議長**

日程第4. 議案第57号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第58号**

**○西原好文議長**

日程第5. 議案第58号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番池田君。

**○池田和幸議員**

開会的时候、説明を1回受けましたけれども、そのときにちょっとお聞きすることがありましたので、ここでお聞きしたいと思います。

まず、今回入札の価格の表示というか、募集に関して、1年分で2,900万円、それから3年間で8,700万円という数字で募集をされていますけれども、前回、みもぎさんが出されている決算書からすると、556万円くらいですね、低く設定をされていますけれども、まずこの設定された理由というか、減額されていますので、その辺のことを一つお聞かせください。

**○西原好文議長**

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

ただいまの池田議員の御質問でございます。

指定管理料の上限額が違うというような御質問ですが、指定管理料の算定に当たりましては、まず収入見込み額から支出見込み額を差し引いた金額で算出をしております。3期目の算定に当たっては、収入見込み額を一応797万円ということで算定をいたしておりました。その後、平成27年度と平成28年度の収入の平均を見ますと、収入見込み額の平均が13,398,331円ということでありました。そのため、今後も同様の収入が見込めるということで判断をいたしまして、指定管理料の減額を行ったところでございます。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

今言われた収入見込み額というのは、済みません、決算書のどの部分になるのか、ちょっとよくわかりませんでしたけれども、私は今、決算書を持っていますので、どの辺での合計を言われたのか、もう一度お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

御質問にお答えをいたします。

議員がお持ち（「はい、私が持っています」と呼ぶ者あり）、一応、事業収入ということで算定の根拠となりましたのは、物品の販売料ですね、それから駐車場収入が一番にございまして、あとITの講習会とかをされております。それから自主事業を実施されておりました、この辺の収入がございましたので、一応この辺の収入については計算上差し引きをさせていただいて、指定管理料を算定するという事で算定をいたしております。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

決算の部分はわかりました。ただ、普通にして、やっぱり500万円以上減額というのはちょっと、どうしてかなとまず思いまして、その根拠が今言われたようなことでしょうかけれども、ちょっとその次の質問をしますけれども、それに応じて、結局、管理機能に不安がないのかということについてはいかがでしょうか。下げられたことについてですね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。平川こども教育課長。

**○こども教育課長（平川智敏）**

管理機能に問題はないかという御質問ですが、管理費については、経費の配分上、管理部門については増額をいたしております。施設管理事業運営に支障はないものと考えております。

**○西原好文議長**

3番田中君。

**○田中宏之議員**

ふれあい交流センターの指定管理は、平成19年から始まったと聞いております。当時は、

やはり民間に委託をして管理したほうが、町のほうもそっこのほうがいいということで判断され、当初4,000万円ぐらいの委託料だったと聞いております。そして今回、2,900万円ぐらいのあれで委託をされたと思いますけど、その中で担当課として、あくまでその何と申しますか、民間に委託したほうがいいのか、それとも直営でしたほうがいいのか、そういう検討はなされたことはありますか。

それともう一点、議会の初日、町長のほうから、次の指定管理については見直しというか、そういうことをちょっと述べられましたので、その辺について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

田中議員からは、教育委員会に対する質問ということでありましたけれども、それも含めて、私のほうからお答えをしたほうがよかろうと思いましたが、私のほうで挙手をさせていただきました。

せっかくの機会でありますので、少し私の認識を申し上げたいというふうに思います。

町長に就任しまして、やらなければいけないこと、やりたいことがいろいろあるわけですが、その中の一つに、私としてやはりきちんと整理をしないといけないというふうに思っていたのが、実はこの佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定に係る件でありました。今回、就任して初めて自分が担当と申しますか、させていただいてこの更新の手続をしたわけですが、2つ、私としてはやっぱり大事にしていたことがあります。

1つは、やはりその手続の公正性、あとは厳正性というのですか、やはり記録と記憶みたいなお話も一般質問でもさせていただきましたけど、やはりきちんと町民の皆さんに御説明ができる、さらに言えば、町民の皆さんにとって一番利益のあると申しますか、それも含めて、きちんとした手続をとる必要があるということを思いまして、今回は選考委員についても、基本的には町外、しかも一定の、例えば公認会計士の方であるとか、そうした専門的な目から見ていただいてどうかという判断をぜひしていただきたいというふうに思いましたものですから、そうした手続の公正、透明性、また厳正さというところを一つ念頭に置いたところでもあります。

それともう一つが、できれば町外も含めてさまざまな事業者の方に、その何というんです

か、選考に参画をいただいて、いろんな実績、ノウハウをお持ちの事業者の方がおられると思います。私もいろんなところで、ほかの自治体の取り組みですとか、現状をお尋ねするわけですけど、結構いろんな、それこそ有名な民間企業が手を挙げられて、そうしたところが指定管理をされて、非常に施設の有効活用をされているということも聞いたものですから、ぜひなるべくたくさんの、もっと言うなら、もっと多様な事業者の方がその公募に手を挙げていただければいいなという、この2つを思っていたところであります。

その1つ目について言えば、私も当然、選挙戦を戦って、当選させていただいたわけですけど、そうした選挙戦の中でということではないんですけれども、なかなか町民の皆さんには個別の手続まではわかりませんが、事実は別として、これまでのネイブルの指定管理のあり方についていろいろ御意見、またはその御批判というかな、御疑問を持たれている町民の方がたくさんおられました。私は多分、事実は違うというかな、きちんと手続はされていたからこそ、さらにそうした手続の厳正化ということをやらないと、何かそういう町民の皆さんに不要なというかな、やっぱり疑問を抱かせるというのはいけないなというふうに思っておりました。

それともう一つは、やはりまさに公設民営と言われているように、我々町で整備をした施設でありますから、その管理に携わるというのは、これはやはり一定の公の仕事に携わっているということでありまして、私としては、やはりそういう事業者の方については、一定の政治的なことも含めて、やっぱり不偏不党さということが求められるんだろうというふうに思います。飲んだら乗るな、乗るなら飲むなということを言われますけど、もしそういう公の仕事に携わるなら偏るな、偏ることがあるならば、やはり仕事はするなということも私は大事なことだというふうに思いまして、そうしたことも含めて、ぜひ手続をさらに高めることで、我々発注側からできることというのは、仮にそういう要素があったとしても、少なくとも手続はきちんとしたということが申し上げられるようにしたいという思いがありましたものですから、今回、教育委員会を中心に、そうした手続、また公募のあり方についても工夫をしてもらって、今回選考したわけでありまして。

先ほど言った、1つ目のこの手続の厳正さということについては、今回、一定担保ができたと思いますし、どこに出してもいいでしょうか、どういうことをお尋ねになられてもきちんとお答えができるだけの、今回皆さんにも資料もお渡しをしたと思いますけれども、きちんとオープンな形でその情報公開をさせていただいたし、それについては私に一点の曇り

もありません。

ただもう一つの、多様な事業者の参画という意味でいけば、残念ながら、前回応募をされた2社が、またそのまま応募をされたということでありまして、私が5社か、できれば10社ぐらい集まっていたらいいなと思ったんですけども、残念ながらそこができていなかったなというふうに思います。

ただ、それは恐らく、この施設が持っているそのものの性格というものがあるんじゃないかなというふうに思います。もともと指定管理というのは、そうした民間事業者のノウハウであるとか、アイデアの発揚によって活性化を図って、何というんですか、そこで一定の採算性というか、事業性があるということが基本的には前提なんだろうというふうに思います。

条例に基づいて、今回、指定管理をさらにするわけですけども、指定管理をしなければならぬとは書いておりません。指定管理ができるというふうにしてあるものですから、私が今議会の開会の提案理由のときにあえて付言して申し上げたのは、そうしたネイブルが持っている施設の性格からいって、そうしたいわゆる民間事業者がみずからのノウハウであるとか、アイデアを活用できて、さらにそこで採算性を高められるような、事業性をですね、ような施設かどうかということを再度検討をする必要があるというふうに思っておりますし、それこそ時代も大分変わりました、今は公務員も定年後すぐに年金をもらえないということで、再任用というようなことで、実は役場のほうもいろんな人材を抱えることができるようになっております。ですので、3年後になるとは思いますけれども、次回の更新の前には、当然、一定の期間をとった上でしないといけないというふうに思います。というのは既に、少なくとも今期間、管理をしていただく方がおられるわけですから、御迷惑がかからないように、できれば早目に、そうした指定管理を続ける必要があるのかどうなのか、それは採算性だけではなくて、施設の性格も見た上で判断をする必要があるというふうに思いますし、例えばネイブルで言えば、あそこには駐車場があるんですよ。当然、駐車場の収入というものもあそこには加味をされています。ただ、駐車場についてどれだけ民間企業のノウハウを発揮できるのかというのと、あそこに駐車場があって、もちろん管理はしていただくにしても、そこに何かこうアイデアというのがあるのかどうかということも、実はあたりするわけでありまして、やはりそういうことを含めて、直営でした場合にはどのくらいコストがかかるのか、そして指定管理、今回大分それこそ下げて応募いただきましたけれども、そうした民間事業者であればどのくらいでできるのか、また、それぞれでやった場合に、それ以外の今

度ソフト的な意味でのその効果の発揚がどういったところの違いがあるのかということ、やはり一度ここで立ちどまって——立ちどまる必要はないんですけど、次回までにはきちんと再確認をした上で、次の更新に臨む必要があるのではないかなというふうに思っております。

私も町長に就任しまして、融和と対話と経営ということを行いました。融和というのは、もちろん、いろんな選挙のしこりを残したらいけないというような、そういう意味もありますけれども、それ以外にも、やはりそういう不偏不党であるとか、例えば自分の個人的な事情であるとか、そうしたことは別にきちんと、まさに町民の皆さんのために町全体として、やはり一番いい方法をとっていくということも含めて私は融和というふうに思っております。ですから、町民の皆さんにそうした疑問を抱かれないように、町民の皆さんがさらに満足をしていただくように、そして、町にとってさらに利益が最大になるように、また経費が最小になるような視点で、ぜひ次回の更新の前には、一定の検証をして次の手続に臨みたいというふうに思ったものですから、そうした発言をさせていただいたところであります。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

3 番田中君。

#### ○田中宏之議員

今、町長がおっしゃいましたとおり、あくまで江北町町民のためになるような運営管理をしていただくようお願いしたいと思います。

また、このことは総務常任委員会に付託になると思いますので、総務常任委員会の中でもよく議論をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2 番 淵上君。

#### ○淵上正昭議員

指定管理のあり方について、ちょっと私の思いをお話ししたいと思いますが、指定管理者は、企業努力で収入を上げようと、とにかく上げて利益を得たいというふうな考え方でやってもおられると思います。そういった意味で、収入が上がったからそれを減らすというのはどうなのかなという思いがあります。ですので、先ほどちょっと駐車場の話も出ましたけれ



ども、当然いろんな催しをすればお客さんも入ってこられます。そういうことも含めて、冒頭言いましたように、私が言いたいのは、要するに指定管理者は、もちろん町民のことも考えながらやっておりますけれども、やっぱりその中で収入を上げていくというのも、これも一つの経営のやり方だというように思います。ですから、当然今回、減額をされたということであれば、その辺も当然考えた上で減額をされたと思いますけれども、一つ、指定管理者は企業努力で頑張っているということも考えた上で、今後は考えをしていただきたいというふうに思います。これは私の意見でございます。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

淵上議員の御質問、ごもつともでありまして、そうした問題意識といたしましうか、認識は私たちも違っているものではありませんし、当然今回も、それこそきちんとした厳正な選考のもとで候補者を決定させていただいたわけでありまして、引き続きの管理ということにはなりますけれども、当然これまできちんとしていただいた実績も含めて評価をされてあるということでもあります。そこは淵上議員が御指摘いただいた認識は、私どもも変わってはおりませんし、ちょっと誤解を招くとあれなんですけれども、当然一定の提示をさせていただいて、それでもやりたい、もしくはやってもいいということで応募をいただいているというところは一つ実はあるということは御認識をいただきたいと思います。

先ほど私が申し上げた認識というのは、そうして自分のいろんなアイデア、そういう努力によって、何というか、収入がふえるようなそもそも施設なのかどうかということ、もちろん、一定のそういう要素というのはありますけれども、それがどれくらいの要素なのか、そういう採算性に独自性を発揮して収入を上げられるような性格が、どれくらいその施設に要素があるのかということ、きちんと見ていく必要があるというふうに思います。当然、自主事業等々を含めて、企業努力でそれこそ利活用の促進をしていただいた上で上がった収入については、それはそれで当然可としたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

ほかに質疑などございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第59号

○西原好文議長

日程第6．議案第59号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

説明書のほうでよろしいでしょうか。

事業説明の4ページ、農業費の中のタマネギのべと病のことで説明があっておりますけれども、1つお伺いしたいのが、今回この件に関しては佐賀クリーンセンターのほうに処分をするということで出ておりますけれども、まずこの収集の運搬業者はどちらさんでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

クリーンセンターの焼却処分費の中の委託ですけれども、それについては町内の業者さんということで、土井商会を考えております。

以上です。

○西原好文議長

9番池田君。

○池田和幸議員

これは、そしたら年度がたしか29、30年度までじゃなかったですかね。ちょっと年度は、例えば期間とかあるわけでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武産業課長。

**○産業課長（百武一治）**

池田議員の再質問にお答えします。

28年産のタマネギについて、べと病が大発生したということで、翌年の29年産で取り組みを行いました。そのときは県の、ことしも一緒なんですけれども、県の単独補助でございます。当時は単年度に限る助成ということでございましたが、タマネギべと病の29年産の対策で食いとめることができた、軽減することができたということもあって、県においては29年度の6月補正だったと思いますけれども、気象条件で30年産においても大量の発生、蔓延することも予想されるということから、29年度も実施することになりましたので、本町においても取り組むようになりました。何年間の事業なのかということをおっしゃると、今のところは29年度までということになります。（171ページで訂正）

以上です。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

わかりました。

**○西原好文議長**

ほかに質疑などございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

事業説明の中の、5ページをお願いしたいと思います。

私、総務委員でありますので、ちょっとこの場で聞いておきたいと思います。

橋梁長寿命化修繕計画の中に、今回の予算内訳として、委託料が436万3千円、これが減額と、工事請負費が847万8千円上がっております。これは新たに西分9号橋を補修することでありまして、この内容、どのような補修なのか。それと、下の表で工事請負費の東区2号橋というのがあります。これは当初1,026万円計上されて、今回新たに804万6千円補正をされております。この辺のいきさつがどうであったか、3点、お伺いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、工事内容でございますけれども、西分9号橋の分でございます。ひび割れ補修工が26.9メートル、断面修復工が2平米、表面保護工、モルタルで塗るわけですが、131平米の工事の内容分でございます。

東区2号橋の予算内訳でございますけれども、委託料同様、歩掛の変更で工事費等委託料が下がっております。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

歩掛の変更といえば、ちょっと専門的になるかもわかりませんが、簡単にどういうのが歩掛変更になってこういうふうな金額になったのか。それと、西分9号橋と、東区2号橋の場所を教えてくださいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

歩掛の下がった内容と申しますけれども、ちょっと内容については把握しておりませんので、どういったことで下げられたかということは、11月の下旬と、12月の月上旬やったですかね、どちらかでテレビが放映されております。というのは、全国でこれは実施されております。トンネルと橋梁が調査をされておりますけれども、その中で補助がつかないということで、江北町の場合は5年間サイクルでやっていっているわけですが、よその市町では委託が追いつかなくて、単独費でしているというような報道があつておりましたので、こういうところで、歩掛の変更をされて、調査を進めるようにしているのではないかと思います。

それと、東区の2号橋の場所ですが、西分～大町境線で東区の公民館から100メートル西のほうに行った水路でございます。西分9号橋の場所ですけど、ちょうど観音下～東分線の207からB&Gのほうに行きまして1つ目のボックスです。家が諸富さんという方だったですかね、の横のところ。ちょうど道路を拡幅されているところの横のボックスになります。

**○西原好文議長**

4 番井上君。

**○井上敏文議員**

口頭で、場所は大体この辺かなというのはわかるんですけど、やはり説明となれば、この説明の中に場所も明示をしていただきたいと思います。

あと、歩掛が変わったというふうなことで、補助対象物件が変わったということですかね。ちょっと確認ですが。

こういうように金額が大きく今回補正された、特にその東区2号橋ですね、800万円増額をされております。この内容が、800万円ほど増額されたのは何であったのかなと、余りにも当初計画してあったにしてはちょっと大きいんじゃないかなと、これをせんばらんであれば、なぜ当初にしとかなかったのかなというふうな、ちょっと疑問が、私、内容がわかりませんので、質問させてください。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

これまでの議員の皆さん方の御指摘も踏まえまして、今回の補正予算の事業説明書は、かなり各課のほうではわかりやすい説明ということを念頭に工夫をして、作成をいたしました。ですので、主な事業の内容であるとか、補正の内容であるとか、補正の理由についてもきちんと、それこそ整理をさせていただいたつもりであります。大変申しわけございませんが、ここについては、これは補正後の額ということなので、今回減額なんですよ。恐らく、今、井上議員は当初予算があって、東区2号橋橋梁補修工事800万円が補正と書いてあるものですから、追加補正で増額だという多分御認識で御質問をいただいたんじゃないかなと思うんですが、これは、現計予算が1,026万円から減額をして、補正後の予算が804万6千円だということであるものですから、本来ならここに、それぞれ差し引きを入れて記入すべきだったなというふうに思います。というのが、交付金のところを見ていただければおわかりのとおり、現計予算も補正予算も、1,510万5千円が変わりません。交付金を有効活用するという観点から、ほかの事業に、次に控えている事業をさせていただいたという趣旨でありますので、そういう誤解を生んだことがわかりましたので、次回はもう少しわかりやすく工夫をしたいと思っております。

**○西原好文議長**

4 番井上君。

**○井上敏文議員**

了解しました。普通、一般的に補正と上がってれば、増額かなと思うものですから、その辺は、減があつて、補正後の額がこうであるといった形の、やっぱりこう、一般会計の補正予算のつくり方もそういうようにされていると思いますので、その辺は統一して、我々素人にもわかりやすく説明をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

いやいや、私も経験はしておりますけど、ちょっとわかりにくいということで質問をさせていただきます。

**○西原好文議長**

ほかに。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

どうも説明のほうが、若干私のほうが勘違いされるような説明をちょっとしたんじゃないかなと思っております。

歩掛の内容の変更でございますけれども、人数の変更、減額になった、人数が減ったということです。歩掛の変更の内容です、下がった内容ですね。員数と言わなければならない、下がったということです。

**○西原好文議長**

4 番井上君。

**○井上敏文議員**

ちょっと確認です。1つの事業に対して、歩掛のその工事にかかる人数が、例えば10人かかるのが8人で済むよというふうに、歩掛が変わったということの変更ということですね。はい、了解いたしました。そういうふうに、わかりやすく説明をしていただければと思います。

以上です。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。9 番池田君。

**○池田和幸議員**

ちょっと関連です。今のところで1つ聞きたいんですけど、肥前山口駅の自由通路についてですけども、JRとの協議によるということで、この辺のJRさんも絡んでの予算はな

かったのか、それとあと一つ、どういうふうな形に今度復旧なるのかですね、もし今の段階でわかればお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

ことしJRのほうと点検の委託契約をしております。その中で、この分がネットが階段の下に張ってありますので、その分を取っていただかないと検査ができないということになりまして、今回計上させていただいております。その後というのは、もう今してあるとおりにまた戻すということで考えております。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

これ、私も大分前も、ほかの議員からも出ていたと思います。見て、かなりひびが割れて、その分で今回やっと予算がつくのかなと思いつつ拝見しましたけれども、ぜひ、通学生もいっぱい、会社員もいますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○西原好文議長**

谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

工事ではなく、橋梁点検のほうです。（「復旧工事とあります」と呼ぶ者あり）

ネットフェンスだけ外して、ネットフェンスをつけるという工事です。その橋梁を工事するというではありません。（「ちょっと確認です」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

そしたら、今のネットをそのまま、また戻すんですかね、そしたら何もしないまま。いや、今、私が言ったのは、前からひび割れとか、結構破損しているところがあったので、今回そういうことでの、こういう形で何か工事がされるのかなと思つて今聞いたんですけれども、それじゃないんですね。

**○西原好文議長**

谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

済みません。説明不足だったと思います。

この工事は工事なんですけれども、JRに委託している分が橋梁点検で委託をしております、工事ではなく。うちの分は、そのJRがネットフェンスを取らないと点検ができないということで、取り外してそのままつけるということで、工事を上げさせていただいております。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

意味はわかりました。そしたらちょっと、ネットに関しては、今後どういうふうになるのか、今の段階でわかればお願いします。ネットはうちの分の財産的なものがあるわけでしょう、ネットに関しては。それはそのままなのか。今後の予定、もしわかればお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。谷口建設課長。

**○建設課長（谷口 学）**

今あるネットを外して、JRが橋梁の点検を、橋から、階段からずっと点検をします。その後に、点検が済んだ後、そのネットフェンスをまた取りつけるということでございます。

（「うん、それはそうですね。私の言い方がわかりませんでしたかね」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員の御質問は、橋梁の点検のためのネットのことじゃなくて、ネットの点検もする必要あるんじゃないかということをおっしゃったんだと思います。車で言えば、せっかくタイヤ交換したもんじゃ、せいならばちょっとブレーキのところも一緒に見て、必要だったらかえたら、わざわざブレーキば点検するだけのために、またお金かけんでいいじゃないかということ、多分おっしゃっているんじゃないかなというふうに思います。

建設課長の答弁は、そうじゃなくて、ネットを外してつけますということしか言っていな



いものですから、当然、一度外した中で、これをこのままつけちゃ危ないというものをわざわざまた戻すことはありませんし、そこは必要があれば、点検をした結果で——点検というか確認をした結果、ネットそのものの必要があれば、それは対策をとるべきだというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第60号**

**○西原好文議長**

日程第7. 議案第60号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第8 議案第61号**

**○西原好文議長**

日程第8. 議案第61号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を

議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第9 議案第62号**

**○西原好文議長**

日程第9. 議案第62号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第10 議案第63号**

**○西原好文議長**

日程第10. 議案第63号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開14時20分。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

それでは、今期定例会委員会付託議件の案を報告いたします。

平成29年度12月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号

議案第59号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費 款3 民生費 款4

衛生費のうち 目1 保健衛生総務費及び目2 予防費 款9 消防費 款10 教育費

議案第60号 議案第61号

○産業常任委員会付託分

議案第59号 歳出のうち 款4 衛生費のうち 目3 環境衛生費

項2 清掃費 款6 農林水産業費 款8 土木費

議案第62号 議案第63号

以上が付託分でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 21 分 散会